

核問題をめぐる東アジアの緊張と平和への展望

川崎哲*

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による核・ミサイル開発が進む中、東アジアでは緊張を高める連鎖反応が起きている。一方で今年7月7日には、核兵器禁止条約¹の採択という、核兵器廃絶に向けた歴史的な前進がみられた。本稿では、グローバルな核兵器禁止条約を東アジアにおける非核化と軍縮にどう生かせるかということを中心に論じる。

核兵器禁止条約

核兵器禁止条約は、これまで生物・化学兵器や対人地雷、クラスター爆弾が禁止されてきたのと同様に、核兵器を非人道兵器とみなして、その開発、保有、使用、使用の威嚇、配備ならびにこれらの行為を援助・奨励することを禁止する条約である。国連加盟国の3分の2近い122カ国の賛成で成立した。

この条約の成立を導いたのは、赤十字国際委員会やオーストリア、メキシコなどの諸国による核兵器の非人道性に焦点を当てた国際的な運動である。2013年から14年には核兵器の人道上の影響に関する国際会議が計3回開催された。2016年の国連作業部会での議論と同年末の国連総会決議にしたがい²、核兵器禁止条約の交渉会議は今年3月から7月にかけてコスタリカを議長にして開かれた。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）³を中心とする世界的な市民運動がこのプロセスを後押しした。

核兵器禁止条約は前文で、広島・長崎の生存者（Hibakusha）や世界中の核実験被害者に言及し、いかなる核兵器の使用も国際人道法に反すると明言している。日本で子どもの頃から広島・長崎についての教育を受けてきた者にとっては、核兵器が非人道的だというのは当然すぎる命題である。原子爆弾は、激しい熱線、爆風、放射線によって、都市を壊滅させ、20万人超の命を奪い、生存者たちに長期にわたる後障害と苦しみを強いてきた。

さらに近年の核兵器の人道上の影響に関する会議では、核兵器がもし今日使われたらというシミュレーションも示された。科学者らは、仮にインドとパキスタンの間で核戦争が起きれば、その影響は両国における死傷と放射能汚染にとどまらず、地球規模の気候変動（「核の冬」）と食糧の不作（「核の飢饉」）をもたらすと警告している⁴。

核兵器は、国家指導者の正式決定によってだけではなく、誤認や人為的ミス、事故、さらにはサイバー攻撃によっても発射されうる。それゆえ、核兵器は国家間のバランスの下で安全に制御されるという核抑止論は説得力を欠く。核兵器がもつこうした現実的なリスクに対する認識が、核兵器の非人道性に関する国際運動を支えてきた。

核の非人道性と北東アジア

* かわさき・あきら。ピースボート共同代表 kawasaki@peaceboat.gr.jp

1 A/CONF.229/2017/8 <http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>

2 A/RES/71/258

3 <http://www.icanw.org>

4 International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW), *Nuclear Famine: Two Billions People at Risk?* <http://www.ippnw.org/nuclear-famine.html>

核兵器の非人道性に関する国際運動に、北東アジア諸国はきわめて消極的だった。実際モンゴル以外の北東アジア諸国は核兵器禁止条約を拒否している⁵。これはなぜだろうか。

第一に、北東アジア諸国が核兵器による安全保障という冷戦型の思考に深く依存していることが挙げられる。日本と大韓民国（韓国）はそれぞれ米国との核を含む軍事同盟に依存し、中国は1960年代より核武装し、北朝鮮は2006年から公然と核武装している。東西冷戦の分断構造が北東アジアには根強く残っている。

第二に、歴史問題の未解決が、核兵器の非人道性の認識が北東アジア諸国に定着するのを妨げる一因になっている。これは学術的考察というよりは、筆者が平和活動の実践の中で至った仮説である。

ピースボートは、広島・長崎の被爆者が船で世界を周りその体験を証言する活動を行っている。原爆投下の写真を見たことがある人は多くても、キノコ雲の下にいた人々の状況はほとんど知られていない。80歳を超える被爆者たちが勇気をもって自らの体験を語る姿は人々に感動を与え、核兵器の非人道性についての認識を広げる土台になってきた。

ところが、アジア近隣諸国ではこのメッセージがなかなか響かない。日本の人々による広島・長崎の物語や反核・平和の訴えに対して、それをいうなら日本による植民地支配や侵略戦争の加害の歴史はどうなるのかという反発が返ってくることは珍しくない。

これに対して日本の平和団体は次のように応答する。これは単に日本が受けた被害について訴える活動ではない。被爆者の苦しみを世界の他の誰にも味合わせないために核兵器の廃絶を訴えている。核兵器は世界全体に対する脅威である。実際に広島・長崎では数万人の朝鮮人や米軍捕虜も被爆した。私たちは世界中の核実験被害者らとも連帯している。

以上のような応答にもかかわらず、かつて日本によって苦しめられてきた国の人々には、広島・長崎を平和のシンボルとして受け入れることに抵抗があるようだ。これはやむを得ないことであろう。とりわけ今日の日本が明らかに歴史修正主義に傾倒している以上、なおさらである。広島・長崎のメッセージを届けたいと思うなら、日本の平和運動はまず自国内の歴史認識問題に対処しなければならない。

それでもなお、核兵器の恐ろしさに対する無関心や無理解には対処しなければならない。仮に、日本に対する核兵器の使用がアジア諸国民を解放したという歴史認識（筆者はそれに同意しないが）が核兵器の恐ろしさへの人々の理解を妨げているのなら、それは正さなければならない。とりわけ北東アジアが核兵器を含む軍拡競争に入りつつある今日、核兵器が許されない兵器であるという認識を確立するための教育は急務だ。

国際人道法の根底にあるのは、国家が選ぶことができる戦闘の手段は無制限ではないという考え方だ。国家は生存権や自衛権を主張できるが、そのためならいかなる兵器も許されるというわけではない。核兵器は、本質的に無差別で非人道的なものであるから、兵器として許される限度を越えている。これが核兵器禁止の論理である。国際社会が北朝鮮に核兵器の放棄を迫るときの論理は、北朝鮮が悪い国だからではなく、核兵器が悪い兵器だからということではなければならない。

近年の核兵器の人道上の影響に関する国際会議では、今日メキシコで核兵器が使われたらどうなるか、あるいは欧州にある米軍基地で核爆発が起きたらどうなるかといった予測データが示された。そのような惨事には人道救援すらできないことが明らかになった。いま同様の会議を北東アジアで開き、この地域で核爆発があったらどうなるかという現実論をたたかわす必要があるのではないか。世界で唯一戦争で核兵器が用いられ、その悲惨さを記憶しているはずのこの地域で、いま改めてそのことを論じなければならないのは皮肉

5 日本の安倍晋三首相は、原爆投下72周年となる広島での記者会見で、核兵器禁止条約に署名・批准しないと明言した（2017年8月6日）。

なことだ。だがそれが必要なほど、核兵器を安易に軽く扱う危険な兆候がみられる。

核兵器禁止条約と北東アジアの非核化

北東アジアに非核兵器地帯を設立するというビジョンが、日本や韓国のNGOによって長く提唱されてきた。だが核兵器禁止条約が成立した今日、新たな地域条約を策定しなくても、北東アジア諸国が核兵器禁止条約に一斉に加入すればその主要な目的は達せられる。

日本と韓国、北朝鮮の3カ国が核兵器禁止条約に同時加入することは、地域安全保障に具体的に貢献する。まず北朝鮮が同条約に加入するには、同国がすべての核兵器の放棄を決定することが前提となる。その上で同条約に従い、すべての核兵器計画を国際監視下で、一定の時間枠の中で、不可逆的な形で廃棄する。これが、日本や韓国にとってはもちろん国際的な安全保障に資することはいうまでもない。

一方で日本と韓国が核兵器禁止条約に加入すれば、両国は第一に、自国領内（米軍基地を含む）に核兵器が置かれていないことを法的拘束力のある形で担保することになる。北朝鮮はこれまで、非核化交渉の前提として、韓国領内における核兵器の不存在の確認を求めてきた⁶。韓国の禁止条約加入は、北朝鮮側のこの懸念に応える。

第二に、日韓両国は、いかなる場合も核兵器の使用を援助・奨励しないという法的義務を追う。すなわち、日本と韓国は米国との軍事同盟関係にあるが、米国が核兵器を使用することについては決して援助・奨励しないと約束することになる。

米国の「核の傘」が必要だとする立場からは、これは非現実的だとの批判があろう。だが「核の傘」といえば防御的な語感があるが、その本質は、核兵器の使用を援助・奨励することにほかならない。もたらされる非人道的な結果を考慮し、米国による核兵器の使用は決して援助・奨励しないとの立場を同盟国が明確にすれば、それは、地域の軍事緊張が核戦争へと発展することを防ぐ抑制力となる。

それでも中国、米国、ロシアという3つの核武装国の問題は残る。米ロには二国間の核削減プロセスがあるが、中国が参加する核軍縮枠組みは存在しない。だが中国は、核兵器の先制不使用政策を公言している。その次の一步として中国は、核兵器が使用できない態勢にあることを透明性の高い形で説明する政策をとることができるだろう。

おわりに

本稿では核兵器の問題に焦点を当てたため、北東アジアの平和に関わる他の重要な課題を取り上げることができなかった。日本の平和憲法9条の改定問題はその一つである。

現在日本の安倍政権は、憲法9条の「戦争放棄」の文言は残しつつ、自衛隊を憲法上明記するという改憲案を準備している。その言い分は、日本は戦争はしないが自衛のための必要最小限の軍事力は明文化するというものだ。ここで問題になるのが、誰がどのように「必要最小限」を認定するのか、そして周辺諸国がそれを信頼できるのかということだ。

国の自衛といえども互いに越えてはならない一線があるはずだ。その共通の基準を確立することこそ、地域共通の安全保障の要である。核兵器を拒否することは、北東アジア共通の安全保障のための、十分ではないが不可欠の一要素である。

6 Chung-in Moon, "Basis for a breakthrough in Pyongyang statement?" *Bulletin of the Atomic Scientists*, July 14, 2016 <http://thebulletin.org/north-koreas-nuclear-weapons-what-now>